

# 規制改革と契約法

——郵便法免責規定違憲判決を契機として——

千葉 惠美子

## 目次

- 第一章 問題の所在
- 第二章 郵便法免責規定違憲判決の意義
  - 一 本章の課題
  - 二 本判決の事案と判旨
  - 三 本判決における違憲判断・合憲判断の基準
  - 四 本判決の射程
- 第三章 郵便配達サービス契約における規制の正当化根拠と審査基準
  - 一 検討の視点
  - 二 新郵便法における契約規制
  - 三 公益事業性・自然独占性に着目して規制を正当化する見解
- 四 郵便法免責規定違憲判決から見た判断枠組

五・新郵便法の各種規制の正当性はどのように審査されるべきか

第四章 結びにかえて

第一章 問題の所在

1. 一九七〇年代末にアメリカで始まった規制緩和の流れは、いまや国際的な潮流となり、わが国でも無関心ではいられない状況にある。特に、わが国では、バブル経済崩壊後、規制を緩和し市場競争を促進することが、国際的競争力を再建し経済を活性化させるための政策として最も重要であるとする認識が広がった。<sup>(1)</sup> 法律学においても、経済法学や行政法学を中心に規制緩和を検証する作業が行われてきた。<sup>(2)</sup> ここでは、行政によるイニシアティブを重視した事前規制から、市場における経済主体のイニシアティブを重視した事後規制への転換が主要な検討課題とされ、市場重視型の規制として司法的規制、なかならず民事的救済制度が注目されるようになった。

このような流れのなかにあつて、従来、私法学、特に民法学の分野で規制緩和問題が議論されることは、必ずしも多くはなかつたように思われる。「契約の自由と規制」<sup>(3)</sup> という問題に限定してみても、民法学者の関心は、契約当事者の一方について、契約自由の原則が実質的に保障されていない場合に、契約の相手方について契約の自由をどのように制限するのかという点にあつた。そこでは、契約自由の原則を制限するさまざまな手法が、他の方法と比べて、規制目的に照らして適合的で、問題解決の手段として最もすぐれているといえるかどうかについては、必ずしも十分な関心が払われてこなかつたように思われる。

2 民法学の分野でも規制緩和との関係で、契約に対する規制に関心を持たざるを得なくなつたのは、定期借家権問題をめぐる一連の論争が契機となつたように思われる。経済学者を中心に、借家人を保護する旧借家法は家主の建物所有権に対する国家の不当な介入であり、土地の有効利用を妨げているという見解が強く主張されたからである。<sup>(5)</sup> 定期借家権の導入が、優良な賃貸住宅の供給増という目的に最も適的な政策提言であつたといえるかどうかについては、今後、徹底した検証作業が必要であると思われるが、この議論の過程で明らかになつたことは、裁判所による規制も国家による介入であり、司法的規制も規制緩和の対象となりうるという認識であつた。<sup>(6)</sup>

加えて、業法上の規定として私法的規定が導入され、これらの規定の導入自体が、契約に対する規制の一つであるという認識が広がつた。<sup>(7)</sup> また、従来、民法が規律してきた問題領域について公法的規制が定められることが多くなるにつれ、私法領域からみれば、参入規制などの事業主体の規制も、契約主体となりうる者が限定されていること、また、事業内容や事業遂行の規制も、契約のプロセスに規制が加えられていることと理解できる場合が増えてくる。<sup>(8)</sup>

しかし、このような広い意味での規制を緩和し廃止したからとって自動的に競争が実現し、契約の当事者に合理的な選択を保障することができるようになるわけではない。一定の政策を実現するために、法律によつて契約自由に対して一定の規制を導入しようとする場合、まず重要となることは、法律を定める国会の立法権に限界がないのかどうか、立法府に対する白紙委任がないとすれば、いかなる基準によつて契約規制の限界が画されるのかという点にある。<sup>(9)</sup> また、規制の手法も問題となる。当該政策目的を実現するために、個々の行為主体の自由を尊重する手法が有効であるのか、それとも、それ以外の手法が必要であるのかを検討することが必要となる。その意味では、「規制緩和」(Deregulation)とどうよりは、「規制のあり方」、「規制改革」(Regulatory reform)が問われているところ

ことがいえる。<sup>(8)</sup>

3. このような中であって、最大判平成一四・九・一一民集五六卷七号一四三九頁は、郵便法六八条・七三条のうち、①書留郵便物について、郵便業務従業者の故意または重過失によって損害が生じた場合に、国の損害賠償責任を免除し制限した部分、および、②特別送達郵便物について、郵便業務従業者の軽過失によって損害が生じた場合に、国の損害賠償責任を免除し制限した部分について、立法府に無制限の立法裁量権を付与したものではないとして、憲法一七条に違反していると判示した。本判決は、特別法によって国の賠償責任を免責・軽減するとしても、憲法上の限界があることを明かにし、憲法一七条に適合しているかどうかを当該規定の目的の正当性、並びに、その目的達成の手段の合理性及び必要性の観点から総合的に考慮して判断するべきであると判示している。

そこで、本稿では、先に示した問題関心から、素材として郵便利用の法律関係をとり上げ法律による契約規制の限界と契約規制のあり方について考察を加えてみることにしたい。郵便利用の法律関係（以下では、郵便配達サービス契約と呼ぶことにする）は、差出人・郵政公社（公社化される前は、国の郵便事業を行う郵政省、中央官庁の再編で郵政事業庁）間の私法上の契約関係と捉える見解が通説であるが、法律関係の多くの部分について民法の適用が排除され、郵便法によって各種の規制がなされている。しかし、私法上の契約関係である郵便配達サービス契約について、広範で強力な規制を行う必要があるのか、契約自由の原則に対する制限を容認する根拠をどこに求めるのかという問題関心は、少なくとも私法領域についていえば、これまでは希薄であったといえる。

以下では、まず、郵便法免責規定違憲判決の意義を整理した上で、この判決がいかなる基準によって立法権の限界を画しているのかを明らかにする（第二章）。次に、従来主張されてきた郵便法上の規制の正当化根拠とその問題点を明らかにし、本判決の立場との違いを示すとともに、本判決を参考に、郵便配達サービス契約をめぐる主要な規

制の正当化根拠を審査する判断枠組みを明らかにし（第三章）、契約規制と契約自由が併存するシステムの再構築にむけて、どのようなアプローチが可能であるのかを考えてみることにする。

## 第二章 郵便法免責規定違憲判決の意義

### 一 本章の課題

判例・通説上、憲法一七条によって保障されている国民の賠償請求権は、立法による具体化を要する抽象的な権利である<sup>24</sup>と解されている。しかし、最大判平成一四・九・一一民集五六卷七号一四三九頁（郵便法免責規定違憲判決）は、国民の賠償請求権について法律によって規制を加える際には、憲法上、一定の限界があることを示している。特に、郵便法免責規定違憲判決が注目されるのは、郵便法の規定の一部を違憲と解している点にある。そこで、本章では、本判決を分析して、郵便法六八条・七三条を憲法一七条に違反すると解した理由を明らかにするとともに、いかなる点が違憲判断と合憲判断のわかれ目となったのか考察することにした。

なお、本判決後、郵便法六八条・七三条は以下のように改正されている。そこで、改正前の規定を郵便法（以下、郵便法の条文については法〇条と表記する）、改正後の現行規定を新郵便法（以下、新郵便法の条文については、新法〇条と表記する）と呼ぶことにする。

郵便法

第六十八條(事由及び金額) 郵政大臣は、この法律若しくはこの法律に基づく省令の規定に従つて差し出された郵便物が次の各

号の一に該当する場合に限り、その損害を賠償する。

- 一 書留とした郵便物の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき。
- 二 引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき。
- 三 小包郵便物(書留としたもの及び郵便約款の定めるものを除く。次項において同じ。)の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき。

2 前項の場合における賠償金額は、次のとおりとする。

一 書留(第五十八條第四項の規定によるものを除く。次号において同じ。)とした郵便物の全部を亡失したとき  
 申出のあつた額(第五十八條第三項の場合は、同項の省令で定める額を限度とする実損額)

二 書留とした郵便物の全部若しくは一部をき損し、又はその一部を亡失したとき  
 申出のあつた額を限度とする実損額

三 第五十八條第四項の規定による書留とした郵便物の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき

第五十八條第四項の省令で定める額を限度とする実損額

四 引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき

引換金額

五 小包郵便物の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき

省令で定める額を限度とする実損額

第七十三条（損害賠償の請求権者） 損害賠償の請求をすることができる者は、当該郵便物の差出人又はその承諾を得た受取人とする。

新郵便法

第六十八条（損害賠償の範囲） 公社は、この法律若しくはこの法律に基づく総務省令の規定又は郵便約款に従つて差し出さ

れた郵便物が次の各号のいずれかに該当する場合には、その損害を賠償する。

- 一 書留とした郵便物の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき。
- 二 引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき。
- 三 小包郵便物（書留としたもの及び郵便約款の定めるものを除く。次項において同じ。）の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき。

2 前項の場合における賠償金額は、次のとおりとする。

- 一 書留（第五十八条第四項の規定によるものを除く。次号において同じ。）とした郵便物の全部を亡失したとき  
申出のあつた額（第五十八条第三項の場合には、同項の郵便約款の定める額を限度とする実損額）
- 二 書留とした郵便物の全部若しくは一部をき損し、又はその一部を亡失したとき  
申出のあつた額を限度とする実損額
- 三 第五十八条第四項の規定による書留とした郵便物の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき  
第五十八条第四項の郵便約款の定める額を限度とする実損額
- 四 引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき  
引換金額

五 小包郵便物の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき

郵便約款の定める額を限度とする実損額

3 公社は、郵便の業務に従事する者の故意又は重大な過失により、第一項各号に規定する郵便物その他この法律若しくはこの法律に基づく総務省令又は郵便約款の定めるところにより引受け及び配達記録をする郵便物（次項において「記録郵便物」という。）に係る郵便の役務をその本旨に従つて提供せず、又は提供することができなかつたときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害の全部又は一部についてこの法律の他の規定により賠償を受けることができるときは、その全部又は一部については、この限りでない。

4 記録郵便物に係る郵便の役務のうち特別送達の取扱いその他総務省令で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「重大な過失」とあるのは、「過失」とする。

5 公社は、第一項及び第三項本文に規定する場合を除くほか、郵便の役務をその本旨に従つて提供せず、又は提供することができなかつたことにより生じた損害を賠償する責めに任じない。

第七十三条（特定の場合の損害賠償の請求権者） 第六十八条第一項の規定による損害賠償の請求をすることができる者

は、当該郵便物の差出人又はその承諾を得た受取人とする。



## 二、本判決の事案と判旨

1. 郵便法免責規定違憲判決で問題となった特別送達は、通常郵便物について実施される郵便物の特殊な取り扱いであり、郵政公社（本件当時は国の郵便事業を行う郵政省）が、民事訴訟法の規定（民執二〇条、民訴一〇三条から一〇六条まで及び一〇九条）に従って送達し、その事実を証明するものである（法および新法六六条）。特別送達の取り扱いには、書留郵便に付して発送されるものとされ（法および新法五七条二項）、特別送達郵便の差出人は裁判所の書記官となる（民訴九八条二項）。

本件事案では、この特別送達郵便が郵便業務従事者によって適正かつ確実に配達されなかったために、債権執行が空振りとなり損害を蒙ったと主張する差押債権者（原告）が、国（被告）に対して損害賠償を求められるかが争われている。<sup>(3)</sup>

郵便の配達業務については、公権力の行使に当たらないとする裁判例<sup>(4)</sup>があり、国家による私経済作用であるとする見解が通説である。<sup>(5)</sup>しかし、執行官の行う執行行為は国の公権力の行使であり、執行官は国の公権力の行使に当たる公務員であると解されていること、また、特別送達郵便については、郵便業務従事者が差押命令の送達を代行しているにすぎないことから、特別送達郵便の配達業務は「公権力の行使」にあたるものと解される。しかし、このように解しても、国家賠償法五条は、国又は公共団体の損害賠償責任について「民法以外の他の法律」<sup>(6)</sup>に別段の定めがあるときには、その定めるところによるものと規定していることから、本件事案の場合、郵便法の規定が国家賠償法一条に優先して適用されることになる。

2. このような解釈を前提として、第一審は、本件で問題となっている特別送達郵便については、通常の書留と

同様に、その亡失または毀損につき、差出人（本件事案では裁判所書記官）またはその承諾を受けた受取人（本件事案では差押命令の送達を受けた銀行）が、法六八条二項に規定する限度で損害賠償を請求しうるにすぎず、執行申立債権者にすぎない原告が、国に損害賠償を請求することはできないと解している。<sup>(17)</sup> また、原審は、第一審の判断に加えて、郵便業務従事者に故意又は重過失があっても、法六八条、七三条に適用されるとして、原告の請求を棄却した。

これに対して、最高裁では、右の点を肯定した上で、国の責任の免除・制限を認める法六八条・七三条が、「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときには、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる」とする憲法一七条に反しないかどうか争点となった。

もともと、法六八条・七三条は、国の損害賠償責任に関する成立要件、損害賠償額の範囲・請求権の主体についてそれぞれ責任を限定している。そこで、本判決がいかなる点で、法六八条・七三条を憲法一七条に違反すると解したかを明確にする必要がある。

この点、本判決は、(ア) 特別送達郵便物について、(イ) 郵便業務従事者の故意又は過失による行為に基づき、(ウ) 郵便物の全部または一部の亡失・毀損以外の事由（本件では配達遅延）によって、郵便配達サービスを本旨に従って提供することができなかった場合にも、(エ) 差押債権者に対する国の損害賠償責任を免除している点で、郵便法六八条・七三条は憲法一七条に違反しており、無効であると判示している。<sup>(18)</sup>

この結果、右の部分に関して国家賠償法五条の「別段の定め」は存在しないものとして扱われることになり、本判決は、国家賠償法一条一項に基づく損害賠償請求権が差押債権者（原告）にあるかどうかについて審理すべきものとして原審への差し戻しを命じたものといえる。<sup>(19)</sup>

3. 本判決は、右の点を判示する際に、その前提として、書留郵便一般についても、郵便業務従事者の故意または重過失ある行為によって、郵便配達サービスを本旨に従って提供することができなかった場合に、国の損害賠償を責任を免除・軽減している点で、郵便法六八条は憲法一七条に違反すると判示している。

この点に関して、横尾裁判官は、本件事案の解決のために書留郵便物一般について違憲判断をする必要はないとして、反対意見を述べている。しかし、特別送達の取り扱いが書留郵便によるものとされていること、郵便法六八条・七三条が適用される書留の範囲から特別送達郵便が除外されないと解されてきたこと<sup>(21)</sup>からすると、特別送達郵便物に関して郵便業務従事者に故意・過失がある場合に、国の賠償責任を免除する法六八条・七三条について違憲判断をするためには、理論的には、書留郵便一般について郵便業務従事者に故意・過失がある場合にも、国の賠償責任が免除されるとする解釈が憲法一七条に違反するかどうかについて判断を示す必要があったものといえる。<sup>(22)</sup>

### 三. 本判決における違憲判断・合憲判断の基準

1. ところで、本判決は、はがき・書状などの普通取扱いの通常郵便物や書留にしない小包郵便物を含む郵便物全体について、法六八条・七三条を違憲と判断したわけではない。<sup>(23)</sup> 書留郵便物についても、①法六八条一項に規定する事由が発生した場合に、賠償の主体となるものの範囲を差出人とその承諾を得た受取人に限定する法七三条を違憲とは解してはいない。また、②書留郵便の場合に、郵便業務従事者の軽過失によって、郵便物の亡失・毀損以外の事由を原因として損害が発生している場合に、国の損害賠償責任を免責している点については、憲法一七条に違反するとは解していない。さらに、③法六八条一項に該当する事由がある場合にも、損害賠償の範囲を一定の

額に制限する法六八条二項の規定も憲法一七条に違反すると解してはいない。

本判決後、直ちに行われた郵便法の改正からも、この点は明らかである。新郵便法における損害賠償義務の有無は、後掲の表1（書留郵便物）・表2（特別送達郵便物）のように整理することができる（違憲判断が反映された部分は×↓○で表示）。

問題は、国の責任を免責ないし軽減する郵便法の規定が違憲であるとされた範囲が、なぜ、二・二<sup>2)</sup>で言及した部分に限定され、右の①～③については憲法一七条に違反していないのかという点にある。この点、本判決は、①～③について、以下の点から、郵便法の規定を容認しているものと解される。

第一に、郵便物は大量であり限られた人員と費用の制約の中で処理しなければならないのに、郵便物に生じ得る事故について、すべて民法や国家賠償法に定める原則に従って損害賠償をしなければならないとすれば、それによって国に多額の金銭負担が発生する可能性があること、第二に、千差万別の事故の態様、損害について、損害が生じたと主張する者らに個々に対応し、債務不履行又は不法行為に該当する事実や損害額を確定するためには、多くの労力と費用を要すること、第三に、その結果、料金の値上げにつながり郵便法一条の目的の達成が害されるおそれがあること、第四に、郵便制度は極めて重要な社会基盤の一つであること、以上の点である。

郵便法は「郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供すること」（法一条）を目的としている。日々大量に取り扱う郵便物を送達距離の長短、交通手段の地域差にかかわらず、円滑迅速に、しかも、なるべく安い料金で提供する——以下では、このようなサービスの提供のしかたを「ユニバーサル・サービス」の提供と呼ぶことにする——ために、民法や国家賠償法の定める責任の範囲を限定することは、憲法一七条が立法府に付与した裁量の範囲を逸脱しないというのが、本判決の立場である。

2. 一方、法六八条及び七三条のうち、書留郵便物一般について、郵便業務従事者の故意又は重大な過失によって損害が生じた場合に、不法行為に基づく国の損害賠償責任を免除し、又は制限している部分について、憲法一七条が立法府に付与した裁量の範囲を逸脱しているとして無効と判示している理由は、以下の点にある。

第一に、書留郵便物は、当該郵便物の引受けから配達までを記録することにより、適正な手順に従い確実に配達される特殊な郵便物であること、差出人が特別取扱いを受けるために特別料金を負担していること、第二に、書留郵便物が適正かつ確実に配達されることに対する信頼は、差出人だけでなく書留郵便物の利用関係者にとっても法的に保護に値する利益であること、第三に、このような書留郵便物について、郵便業務従事者の故意又は重大な過失によって損害が生じる場合は、通常の職務規範に従って業務執行がおこなわれている限りは例外的事態であり、このような場合にまで国の損害賠償責任を免除し、または制限しなければ、法一条の目的を達成することができないとは到底考えられないこと、第四に、運送事業の遂行に関連して、一定の政策目的を達成するために、事業者の損害賠償責任を軽減する法令（商法、国際海上物品運送法、鉄道営業法、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律、油濁損害賠償保障法など）では、いずれも、事業者側に故意又は重大な過失ないしはこれに準じる主観的要件が存在する場合に責任制限の規定は適用されていないことである。

3. 特別送達郵便物について、書留郵便物一般とは異なり、さらに郵便業務従事者の軽過失によって損害が生じた場合にも、不法行為に基づく国の損害賠償責任を免除し、又は制限している部分を憲法一七条に違反しているとして無効と判示した部分については、以下の三つの理由が示されている。

第一に、本件事案で問題となっているのは、差押命令の送達であり、執行手続の一部であることから、適正な手順に従い、確実に受送達者に送達されることが特に強く要請されること、また、第二に、裁判関係書類については、

表1 書留郵便物

郵便 業務従事者	新郵便法68条1項に該当する事由		それ以外の事由によって本旨に従った役務の提供がない場合	
	差出人とその承諾を得た受取人	それ以外の者	差出人とその承諾を得た受取人	それ以外の者
無過失	○ 新法68条1項 新法73条	× 新法73条の反対解釈	× 新法68条5項	× 新法68条5項
軽過失	○ 新法68条1項 新法73条	× 新法73条の反対解釈	× 新法68条5項	× 新法68条5項
重過失	○ 新法68条1項 新法73条	×→○ 新法68条3項	×→○ 新法68条3項	×→○ 新法68条3項
故意	○ 新法68条1項 新法73条	×→○ 新法68条3項	×→○ 新法68条3項	×→○ 新法68条3項

表2 特別送達郵便

郵便 業務従事者	新郵便法68条1項に該当する事由		それ以外の事由によって本旨に従った役務の提供がない場合	
	差出人とその承諾を得た受取人	それ以外の者	差出人とその承諾を得た受取人	それ以外の者
無過失	○ 新法68条1項 新法73条	× 新法73条の反対解釈	× 新法68条5項	× 新法68条5項
軽過失	○ 新法68条1項 新法73条	×→○ 新法68条3・4項	×→○ 新法68条3・4項	×→○ 新法68条3・4項
重過失	○ 新法68条1項 新法73条	×→○ 新法68条3項	×→○ 新法68条3項	×→○ 新法68条3項
故意	○ 新法68条1項 新法73条	×→○ 新法68条3項	×→○ 新法68条3項	×→○ 新法68条3項

特別送達物の差出人は裁判所の書記官であり(民訴九八条二項)、その適正かつ確実な送達に直接の利害関係を有

する訴訟当事者等は自らかかわることのできる他の送付手段を全く有していないという特殊性があること、第三に、郵便業務従事者は差押命令の送達を代行したにすぎないこと、特別送達の対象となる書類について、裁判所書記官、執行官、廷吏等が送達を実施する際に、過誤が生じ関係者に損害が生じた場合には、それが送達を実施した公務員の軽過失によるものであっても、被害者は国に対して国家賠償法一条一項に基づく損害賠償を請求しうることと均衡がとれないこと、以上の点である。

特別送達郵便も書留郵便の方法によるのであるから、この点に着目すれば、郵便業務従事者の軽過失によって損害が生じた場合に国の責任の範囲を限定することは、理論的には可能であるはずである。しかし、右に述べた特別送達郵便の特殊性から、いわゆるユニバーサル・サービスを提供するという目的がより厳しい基準のもとで審査されることになること、また、特別送達郵便の配達業務は「公権力の行使」であり、配達業務に携わる郵便業務従事者は、公権力の行使にあたる公務員と同様であるから、国家賠償法一条一項との比較検討が必要なこと、以上が特別送達郵便の送達を実施した公務員の軽過失によって損害が生じている場合にも、郵便法上の免責規定を違憲と判示した本判決の判断基準であると考えられる。

#### 四 本判決の射程

1. とところで、郵便法免責規定違憲判決は、郵便送達サービス契約の当事者ではない第三者が提起した不法行為に基づく損害賠償請求訴訟である。また、憲法一七条は、「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときには、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる」と規定しているにとどま

る。そこで、本判決において憲法一七条により違憲無効とされているのは、公務員の不法行為による賠償責任についてだけであり、郵便法が債務不履行違反を原因として国の責任を免除・軽減する場合には、本判決の射程外の問題であるとする見解が示されている。<sup>28)</sup>

2. しかし、法六八条や七三条の規定も含めて、郵便法上の損害賠償の制限に関する諸規定(法第二章第五節)は、郵便配達サービス契約の当事者にも、第三者にも適用される。もちろん、郵便物に関して差出人に損害が生じた場合、差出人は郵便配達サービス契約の当事者であるから、判例・通説によれば、理論的には、不法行為を原因としても、債務不履行を原因としても損害賠償責任を追求できることが前提となる。それにもかかわらず、本判決が法六八条や七三条を憲法一七条違反であるとして無効と解しているのは不法行為に基づく賠償責任についてのみであるとすると、債務不履行責任に基づいて損害賠償責任を追及する場合には郵便法による免責・責任制限規定も有効であると解される余地があり、不法行為構成をとるか、債務不履行構成をとるかによって賠償責任の範囲が異なることになる。<sup>29)</sup>

また、公務員の行為は権力的な作用から非権力的な作用にまで及んでいる。憲法一七条が保障する賠償請求権を具体化した国家賠償法についても、民法上、不法行為責任が問題となる場合だけを適用範囲としているわけではない。

以上の点からすると、憲法一七条は、広く公務員の不法な行為を原因として国または公共団体が賠償責任を負う制度の創設を立法者に求めた規定であり、国または公共団体が負うべき責任の性質が民法上、債務不履行責任であるのか、不法行為責任であるのかを区別しているわけではないものと解される。

新郵便法においても、賠償責任の範囲を郵政公社が債務不履行に基づいて責任を負担するか不法行為に基づいて



責任を負担するかによつて区別する立場は採用されていない。

その意味では、本判決は、契約責任についても、憲法一七条に基づいて国や公共団体に対する国民の賠償請求権を制限する法律を無効とする拠所となりうるものといえる。

### 第三章 郵便配達サービス契約における規制の正当化根拠と審査基準

#### 一 検討の視点

問題となるのは、郵便配達サービス契約の場合、郵便法免責規定違憲判決で問題となつた郵政事業者に対する損害賠償の免責・責任制限という規制だけでなく、多くの規制がなお存在するという点にある。郵便法免責規定違憲判決でも言及されているように、郵便事業は重要な社会的基盤であり、公益事業の一つである。公益事業については、これまで、いわゆる事業の独占性に着目して特別な規制の必要性を基礎づける見解が有力であった。各種の規制が相互に密接に関連して全体として一つの規制システムを構築していることからすると、他方で、損害賠償の制限に関する諸規定以外の規制についても、その正当化の根拠をいかなる点に求めるか、その正当性をどのような判断枠組みによつて審査するのかについて、郵便法免責規定違憲判決において新たに示された判断枠組との関係を考えることが必要となる。

そこで、以下では、まず、損害賠償の制限に関する諸規定以外に、新郵便法上で、どのような規制がなされているのか、また、これらの規制が、いかなる意味で契約自由の原則に対する制限となつているのかを明らかにする。

次に、従来、公益事業性・独占性に着目した見解が郵便事業に対する各種の規制をどのようにして正当化してきたのか、その問題点がどこにあったのかを示すものとする。このような考察をふまえた上で、郵便法免責規定違憲判決が示した見解を参考にして、新郵便法の各種の契約規制の正当性を審査する際に、どのような判断枠組が重要となるのかを考えてみることにしたい。

## 二、新郵便法における契約規制<sup>(23)</sup>

1. 郵便公社化後も、郵便業務については、損害賠償の制限に関する諸規定（新法第二章第五節）以外にも、以下にみるような各種の規制が加えられている。

第一に、郵便の業務については、参入規制が行われている<sup>(24)</sup>。すなわち、新法二条では、郵便の業務は郵政公社が行うものとされ、新法五条では、公社以外の者は何人も郵便業務を業としてはならないとしている（同一項）。特に、信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、または、事実を通知する文書）の送達業については、明文で禁止規定（同一項、三項）がおかれている。さらには、右規定を徹底するために、郵政公社以外の者に信書送達を委託すること自体も禁止されている（同四項）。しかも、五条に違反した者は、三年以下の懲役又は三〇〇万円以下の罰金に処せられる（事業の独占を乱す罪、新法七六条）。

第二に、料金規制などの事業規制が行われている。通常郵便物とその特別取扱（書留・速達・引受時刻証明・配達証明・内容証明・代金引換・特別送達・年賀特別郵便）および国際郵便の料金については、総務大臣による認可制が採用され（新法七五条の二）、前納制が原則とされている（新法三二条一項）。また、郵便の役務に関する提供

条件について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない（新法七五条の三）。

第三に、何人においても郵便利用について差別されることはなく（新法六条）、天災その他のやむをえない事由がある場合において、重要な郵便物の取扱いを確保する必要があるときを除き（新法七条）、郵便利用を制限し、または郵便業務を停止することはできないものとされており、いわゆる差別的取扱禁止型の規制が行われている。

2. これらの郵便法上の各種の規制を契約自由の原則に対する制限という観点から整理すれば、郵便配達サービス契約については、①郵便の差出人に契約の相手方を選択する自由がない、②郵便配達サービス契約の当事者には、料金など契約内容の主要な部分について内容決定の自由がない、③郵便禁制品（新法一四条）、郵便禁止品（新法一五条）および法七条に該当する事由がある場合を除き、郵政公社には契約の締結が強制されているということになる。問題は、このような契約自由に対する規制は、契約自由に対する過剰な介入ではないのかという点にある。

### 三、公益事業性・事業の独占性に着目して規制を正当化する見解

1. 郵便事業に対するこれらの契約規制については、郵便事業が公益事業の一つであり、公益事業には自然独占性があることから、規制の正当性を説明しようとする見解がこれまで極めて有力であった。<sup>29)</sup>

公益事業について国家に事業主体の独占を認め、事業規制の必要が説かれてきたのは、公益事業の場合、規模の経済性が著しく大きいことが理由とされてきた。

規模の利益が大きな範囲で存在する場合、一企業が生産を増すとコストは下がり、その企業が最終的に市場を独占する時点でコストは最少となるが、かりに自由に企業の新規参入を認めると、最少コストが実現されなまま複

数の企業が並立する結果となる。そこで、技術的に可能な最少コストの生産を実現するためには、参入を制限し、結果として生じる独占事業体に対して、そのサービスの供給を公正に行わせるというタイプの規制が必要になると説明されてきた。資源配分上の効率性という観点からすると、自然独占への過程で生じる二重投資による資源の浪費を回避し、生産を集中することにより単位当たりの費用を低下させるためには、予め参入規制を行うことが必要であること、他方で、この結果生じる独占の濫用を利用者保護の観点から未然に防止するためには、料金規制や締約強制など事業内容や事業遂行に規制を加えることが望ましいと考えられてきたといえる。<sup>(33)</sup>

2. 確かに、郵便事業は、公益事業の一つであり、国家独占事業であることに歴史的意義があつたことは否定できない。<sup>(34)</sup>しかし、近年、規制産業全般にわたつて規制緩和の要求が強まり、通信に関連しているという点で郵便事業と密接に係る電気通信事業については、自由化に向けた制度改革が進められてきた。<sup>(35)</sup>

公益事業については、従来から公的規制の必要性を「公共性」「公共の利益」「公共の福祉」という観点から基礎づける見解がしばしばみられる。「不特定多数の者」に「生活必需性」のあるサービスを供給することから事業の「公共性」を捉え、規制の根拠を説明する見解もある。<sup>(36)</sup>しかし、「不特定多数の者がサービスを享受できなければならぬ」という特性は、規制を受ける産業に限定されてはいない。また、当該事業が「必需的」サービスであるかどうかの判断は、サービスの利用者によって異なる可能性がある。<sup>(37)</sup>したがって、「公共性」「公共の利益」「公共の福祉」といった抽象的概念を基準に規制の正当化根拠を説明することには限界があるものと解される。

3. また、自然独占性の観点から郵便事業に対する規制を正当化しようとする見解についても、以下の疑問が投げかけられている。第一に、近年、郵便配達サービスの場合、郵便の代替手段となりうるファックス・電子メールなどの技術革新およびこれらの事業分野の発展、また、小包や第三種郵便については宅配業者との競争的環境の出

現によって、自然独占という認識に基づいて郵便事業規制の必要性を根拠づけることは難しくなってきた。<sup>(89)</sup>

第二に、郵便事業の場合には、鉄道事業、水道事業、電力事業などと同程度に、国民経済ないしは地域経済全体をカバーしうる大きなネットワークの建設維持のために、規模の利益が大きく自然独占性が認められる事業といえるのかについても検証の余地がある。郵便事業の場合、特に郵便の集配の点に着目すると労働集約型の産業としての側面があり、サービスの生産量が多くなればなるほど、生産量の一単位当たりの費用が低くなるという規模の利益が、事業規制を正当化するほど大きな範囲で存在するかどうかについては、はっきりしないように思われる。

第三に、たとえ、郵便事業について規模の経済性が強く自然独占性が認められる事業であることが肯定されたとしても、自然独占の経済学的分析の成果として、規模の経済性を根拠として特定の産業が当然に独占となることはありえず、規制の積極的必要性は、規範的立場から要請される規制の必要性か、あるいは、市場メカニズムを失敗させるものとして実証的立場から採用される外部性の存在という要因から考察されるべきであるとする見解が、最近では主張されている。<sup>(90)</sup>

#### 四・郵便法免責規定違憲判決から見た判断枠組

1. 第二章三. でみてきたように、郵便法免責規定違憲判決では、郵便事業の公益事業性・事業の独占性から郵便法上の規制の正当性を判断しているわけではない。また、「公共性」「公共の利益」「公共の福祉」といった一般的な概念に規制の正当化根拠を求めているわけではない。

従来、公益事業性・事業の独占性から参入規制の正当性を説明し、独占の弊害を除去する観点から利用者保護の

ために各種の契約規制の必要性を導いてきたことと比較すると、郵便法免責規定違憲判決では、国の賠償責任を免責ないし責任制限する規定が憲法規範との関係で正当されるかどうかという観点から判断されている。

郵便法免責規定違憲判決は、まず、憲法一七条に基づいて公務員の不法な行為によって国民が損害を受けた場合に、いわゆる「国家無答責の原則」を否定し国家または公共団体が賠償責任を負うことを原則として確認した上で、次のように判示している。

憲法一七条は、「公務員のどのような行為によりいかなる要件で損害賠償責任を負うのかを立法府の政策判断にゆだねたものであって、立法府に無制限の裁量権を付与するといった法律に対する白紙委任を認めているものではない。そして、公務員の不法行為による国又は公共団体の損害賠償責任を免除し、又は制限する法律の規定が同条に適合するものとして是認されるものであるかどうかは、当該行為の態様、これによって侵害される法的利益の種類及び侵害の程度、免責又は責任制限の範囲及び程度等に応じ、当該規定の目的の正当性並びにその目的達成の手段として免責又は責任制限を認めることの合理性及び必要性を総合的に考慮して判断すべきである。」

2. 問題は、このような一般論に基づいて、郵便法免責規定違憲判決が具体的に、どのような判断を経て、郵便事業者の責任制限を定める規制を違憲と解したのかという点にある。郵便法免責規定違憲判決の判断枠組と衡量の方法を整理すると、以下のようにとめることができる。

〔1〕郵便法六八条・七三条の目的の正当性

民法・国家賠償法に定める原則に従って損害賠償をしなければならぬとすると、郵便事業者の金銭負担が多額となること、紛争の対応に多くの労力と費用を要することから、郵便料金の値上がりにつながる。したがって、郵便事業者の責任を免責ないし責任軽減するという規制手段は、ユニバーサル・サービスの実現という目的を達成す

るために役立つものと解される。

〔2〕郵便法六八条・七三条が国の免責又は責任制限を認めることの合理性及び必要性——その1

もつとも、ユニバーサル・サービスの実現という目的を達成するために、郵便事業者の責任を免責ないし責任軽減するという規制手段が役立つからといって、どのような手段をとつてもよいわけではない。目的達成の手段として郵便法六八条・七三条が定める郵便事業者の責任を免責ないし責任軽減という手段に合理性及び必要性があるかどうかを検証すべきである。この際、(a)公務員の行為態様、(b)当該行為によつて侵害される法益の種類とその侵害の程度、(c)国または公共団体の免責・責任制限の範囲などを衡量して判断がなされている。すなわち、すでに分析してきたように、(ア)普通扱いの通常郵便物ないし書留にしない小包郵便物か、(イ)書留郵便物か、(ウ)特別送達郵便かに応じて、当該行為によつて侵害される法益の種類とその侵害の程度が明らかにされ、他方で、郵便配達業務従事者の主観的な行為態様(故意・重過失・過失による配達遅延などの行為)を考慮して、郵便事業者の責任を軽減する範囲と程度が、郵便法六八条・七三条の目的(ユニバーサル・サービスの提供)を実現するために合理的かどうか、必要かどうかを検討され、これによつて衡量過程の判断がより客観化されている。

〔3〕郵便法六八条・七三条が国の免責又は責任制限を認めることの合理性及び必要性——その2

加えて、郵便配達サービスが私法上の契約関係であることから、書留郵便については、運送事業の遂行に関連して、一定の政策目的を達成するために、事業者の損害賠償責任を軽減する法令(商法、国際海上物品運送法、鉄道営業法、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律、油濁損害賠償保障法など)との比較、特別送達郵便については差押命令の送達の代行であることから、国家賠償法一条一項との比較が、目的と手段との均衡点をどこに求めるのかを判断する際の材料となっている。

3. 以上、「1」～「3」の判断枠組は、行政活動の制約原理の一つされる、いわゆる比例原則と極めて近似している。比例原則は、過剰規制禁止原則ともよばれるが、今日では、行政の権力的作用一般に妥当する原則とされている。この原則は、以下の三つの原則から構成されている。すなわち、規制目的に対して行政の用いる規制手段が目的達成に適していること（適合性の原則）、規制手段が目的達成に必要不可欠であること（必要性の原則）、規制目的と行政の規制手段が均衡していること（均衡性の原則）である。確かに、郵便法免責規定違憲判決は、一般論としては、当該規定の目的の正当性とその目的達成の手段の合理性及び必要性が問題とされている。しかし、具体的な判断にあたってまず検討されているのは、憲法一七条によって国民に保護されている国民の損害賠償請求権について、郵便法の目的、すなわちユニバーサル・サービスを実現するために、郵便事業者の責任を制限するという規制が許容されるかという点にある。この判断の中には、憲法上許された規制目的であるのかという点と規制手段が当該規定の目的を達成するために役立つのかどうかという点が含まれており、「1」の基準の後段は、適合性の原則に対応している。また、「2」の基準では目的達成の手段として規制目的達成に必要不可欠であるかどうか判断されており、この点で必要性の原則に、「3」の基準は規制手段と規制目的との均衡を問題としている点で、均衡性の原則に、それぞれ対応しているものと考えられる。以上の点からすると、郵便法免責規定違憲判決は、規制立法の違憲審査基準としても比例原則が有効であることを示しているのではないかと考えられる。<sup>(12)</sup>

しかも、「2」の基準について判断の際に考慮要素とされている点、すなわち、(a)公務員の行為態様、(b)当該行為によって侵害される法益の種類とその侵害の程度は、まさに、民法学において、民法七〇九条の成立要件を判断する際に考慮してきた事情である。周知のように、民法学では、民法七〇九条の成立要件について過失・違法性の二元論をとるのか、それとも過失ないし違法性のいずれかの要件に集約されるとする一元論構成をとるのかに



ついでには、なお、見解の対立がある。<sup>43)</sup>しかし、被侵害利益の性質および程度と加害行為の態様を相関関係的に衡量するという判断基準を採用している点では、共通性がある。本稿の問題との関係で重要なことは、郵便法免責規定判決で採用された規制立法の「必要性」の判断基準が、民法七〇九条の要件（違法性ないし過失）の判断基準として考慮されている要素と近似しており、このような要素を衡量して、必要性・合理性の有無を客観化する判断枠組みが採用されているという点にある。もちろん、これらの衡量の目的は、民法七〇九条とは異なるが、具体的な法律効果——郵便法免責規定違憲判決については損害賠償の有無——に対して影響を与える規制の場合、民法上の制度枠組みが規制立法の審査基準にとりこまれているのではないかと考えられる。

## 五．新郵便法の各種規制の正当性はどのように審査されるべきか

1. すでに見てきたように、郵便配達サービス契約上の主要な規制を契約規制という視点から整理すると、参入規制については、郵便の差出人に契約の相手方選択の自由がないという問題があり、料金規制などの事業規制については、郵便配達サービス契約の当事者に契約内容の主要な部分について内容決定の自由がないという問題がある。また、郵便事業者に対する締約強制については、契約締結の自由がないということになる。

これらの規制の正当性を規範的に検証しようとするれば、まず、契約自由の原則が憲法規範のなかでどのように保障されているのかを明らかにすることが必要となる。郵便法免責規定違憲判決では、憲法一七条に基づいて国民に国や公共団体に対する賠償請求権があることが原則として承認されており、郵便法六八条・七三条による規制との関係で侵害されたとされる基本権が明白であった。これと比較すると、契約自由という価値を憲法規範のなかで

どのように位置づけるのか、憲法上の人権といえるのかという問題があることになる。

周知のように、この点について、わが国では、経済的自由の保障に根拠を求める見解が通説である。これに対して、契約の自由が私的自治と密接に関連することや契約自由の内容が経済的要素のみならず精神的要素とも関連することなどから、憲法一三条の幸福追求権に根拠を求める見解が最近では有力に主張されている。<sup>(48)</sup>

もっとも、右の点について、いずれの見解に立つとしても、無制限に契約の自由が認められるわけではないし、また、どのように契約自由の原則を制限するのかについて、立法府に無制限の裁量権が付与されているわけではないはずである。<sup>(47)</sup> 締約強制・参入規制・料金規制は、いずれも契約自由に対する「侵害行為」に該当し、国家による契約自由への介入に対する市民の「防御権」の問題として位置づけられることになるはずである。このような防御権に対する国家の積極的介入に対しては「過剰介入」でないかが検討課題となる。<sup>(48)</sup> 立法による「過剰介入」でないかどうかを審査する際に、郵便法免責規定違憲判決で採用された判断枠組——規制目的の正当性並びにその目的達成の手段の合理性及び必要性を総合的に考慮して判断するという手法——が、有力な方法であることは、すでにこれまでの分析結果からも明らかである。

2. 郵便法免責規定違憲判決で採用された判断枠組のうち規制手段が規制目的の達成に適合的かどうかという観点から、新郵便法における各種の契約規制の正当性を検討すると、まず問題となるのは、参入規制を定める新法二条・五条一項〜三項である。郵便法の目的から利用者如何によつて差別されず公平にサービスを供給することが必要であるとしても、この点と参入規制との間に必然的な連関がないことは、すでに指摘されている。<sup>(49)</sup> そこで、最近では、料金体系の公平性を維持するためには、参入規制が必要であるとする見解が主張されている。<sup>(50)</sup> すなわち、信書配達サービスに民間業者が参入し競争原理が導入されると、大都市、大口利用者などの採算性の高い地域でサービ

スが展開される（いわゆるクリームスキミング）結果、過疎地を含めて均一料金で郵便業務を運営する郵政公社は打撃を受け、不採算地域から撤退せざるをえないことになる。しかし、このような主張に対しては、新規参入組に対しても高利潤部分だけへの参入を制限し、ユニバーサル・サービスを義務づける一方で、新規参入組の負担を軽減する手段<sup>(61)</sup>を組み合わせる事によって、新規参入を認めながら料金体系の公平性を維持することができるとする指摘がなされている<sup>(62)</sup>。

このように現行の参入規制の正当性に疑問があるということになると、参入規制を徹底するために定められた新法五条四項も、契約自由に対する過剰な規制となる。郵便利用者に対して郵政公社以外の者に信書送達を委託することを禁止し、利用者に郵便配達サービスの相手方を選択する自由を奪うこととユニバーサル・サービスの実現との間には必然的な関係はないからである。

一方、差別的取扱いを禁止すること（新法六条）、一定の事由を除き郵便利用を制限し、または郵便業務を停止することはできないとする事（新法七条）および料金規制は、ユニバーサル・サービスの実現という目的と適合的である<sup>(63)</sup>。しかし、契約内容決定の自由のなかで最も重要となる料金規制については、規制手段が規制目的達成に必要な不可欠であるかどうか、規制目的と規制手段が均衡しているかどうかという観点から、なお検討する必要がある。料金については、認可制が採用され（新法七五条の二）、しかも信書の送達には均一料金制が採用されている。離島や人口過疎地などへの配達のように不採算部門があっても均一料金制を維持するためには、事業の赤字部分を事業の黒字部分で補填することが必要となる。このような地域・距離による内部補助を肯定することは、所得の再分配のコストを採算地域の利用者へ負担させることになる。しばしば指摘されているように、内部補助による公共性の確保は、規制による課税の性格をもっている。大口利用者には、広く割引料金サービスが展開され、個人の利用

者にはこの種のサービスを享受できない現行制度の下では、大都市の個人利用者が高額所得者とはいえない者が、最も負担が重いことになる。つまり、事業の赤字部分を事業の黒字部分で補填することは、郵便利用者からすれば、現在の料金規制は負担の公平性という点で問題があることになる。

もちろん、郵便配達サービスは、国民生活にとって不可欠な基礎的通信手段であり、完全な受益者負担の原則に問題があることも確かである。規制手段が規制目的達成に必要不可欠であるかどうか、また、規制目的と規制手段が均衡しているかどうかという観点からは、郵便事業者にユニバーサル・サービスの提供義務を果たさせるための手段として、内部補助の見直しや料金設定の柔軟性を検討するなど料金規制のあり方について、今後さらに検討がなされるべきであると考えられる。

3. ところで、郵便事業は一九九八(平成一〇)年六月に成立した中央省庁等改革基本法に基づいて、二〇〇三(平成一五)年から郵便三事業が一体のまま政府全額出資の公社に移行しており(日本郵政公社法)、郵便事業の経営形態を民営化することも議論の俎上に上っている。

従来から郵便配達業務は、原則として公権力の行使にあたらなないと解されていることからすると、仮に郵便事業が民営化されれば、郵便配達サービス契約は、まさに私人間の私法上の契約ということになる。今後、郵便事業が民営化され、現行法で定められている事項を含めて、郵便の役務に関する提供条件を約款で規定されると想定すると、どのような問題が生じるのだろうか。郵便業務従事者の不法な行為に起因して発生する損害賠償責任を郵便業者者に有利に規律する新郵便法の規定については、以下の問題を指摘することができる。

今後、郵便業務従事者を公務員に、郵政事業者を国または公共団体に準じて取扱ひ、前者の不法な行為によって後者に責任が発生する場合に、憲法一七条を根拠に新郵便法の損害賠償の制限に関する諸規定(新法第二章第五

節）を審査できるのかどうかは不透明な状態になる。郵便事業者が私人であるということになると、いわゆる憲法の私人間適用の問題が生じる。しかし、郵便利用者などの損害賠償請求権を制限することは財産権に対する法律による制限と考えられるから、郵便事業者に有利に規律する新郵便法六八条・七三条が憲法二九条との関係で、立法による過剰な介入にならないのかどうかを検討されるべき課題となる。

特に、郵便利用者が事業者でない場合には、特別法との抵触が生じる。周知のように、消費者契約法は事業者と消費者間の契約について広く適用されており（消費契約二条）、事業者の損害賠償の責任を免ずる条項を無効とする旨の規定（同八条）がおかれている<sup>67</sup>。郵便事業が民営化された場合、事業者間の契約ではない郵便配達サービス契約については、新郵便法六八条・七三条の規定が消費者契約法八条に優先して適用されるものと解される（同一一条二項）。しかし、郵便事業者の広範な免責を認める合理的理由がはたしてあるのだろうか。この点で、本章四・以下に示した郵便法免責規定違憲判決の判断枠組が重要な指針となるものと考えられる。

#### 第四章 結びにかえて

本稿の問題関心は、私人間の取引について、特別法によってどのような範囲で契約自由の原則に対する介入が可能なのかという点にある。しかし、本稿では、郵便法免責規定を憲法一七条に違反すると判示した最高裁判決を素材として、私法上の契約関係と解されている郵便配達サービスについて、郵便法Ⅱ特別法による契約規制のあり方とその限界を説明しようとしたにとどまる。

郵便配達サービスは私法的契約とされながら、いわば公的規制によって守れてきた契約であり、規制緩和とともに

に、契約自由の原則に対して、いかなる点が過剰な規制といえるのかが問題視されている典型的な契約の一つといえる。本稿で扱った問題は、私人間の契約ではあるが、公益性の強い契約の場合に、法律によって契約を規制する際の規制のあり方、自由と規制が共存可能な規制改革の方向性を模索したにすぎない。

一方で、契約自由の名のもとに規制がされていない多くの取引があり、実質的にみると契約当事者に契約の自由が保障されていない取引も多い。契約規制と契約自由が併存するシステムの再構築という観点から、法律による様々な契約規制が必要かどうか有効かどうかについて、今後、具体的な議論が展開される機会がますます増えると思われる。本稿が、規制に縛られた契約を素材に、私法的規制・行政法的規制含む規制の正当性を判断する一つの枠組を提供し、「契約に対する規制」という問題に新たな視点を提示できているとすれば、幸いである。

## 注

- (1) 内田貫「規制緩和と契約法」NBL六三二号（一九九八）二四頁は、近年の規制緩和の隆盛について、個人の合理主義的理性に対するやや極端な信頼が、現実の政策形成の場で説得力を獲得したことを意味するとし、その背景には、①個人主義的自由の価値に対する過度の信奉があること、②政策論のための理論枠組として科学的装いをもった唯一の理論が新古典派経済学だったことをあげている。このような時代潮流の中で、契約に対する各種の規制は、契約自由という価値に敵対するものとして位置づけられることになる。ただし、林敏彦「経済的規制と消費者」経済法学会年報一六（通巻三八）号（一九九五）は、日本の規制緩和論争が、規制と自由に揺れるプラズマチックなサイクルとも、民営化と国営化に揺れるヨーロッパの政治的サイクルとも異なる独自の事情が働いていると指摘する。林敏彦教授によれば、わが国の経済は成熟段階に入り、モデルを失って不確実性が増大した中では、いつでも政府の判断が民間の判断よりも正しいと限らないこと、そこに「流動的な技術と需要とがどう結び

- つづのか『発見の場』（ハイエク）としての市場の役割がクローズアップされてくる。」
- (2) たとえば、経済法学会編『政府規制産業と競争政策』（経済法学会年報二号（通巻二四号））（有斐閣、一九八二）、経済法学会編『規制緩和と消費者』（経済法学会年報一六号（通巻三八号））（有斐閣、一九九五）、黒川和美・成田頼明・舟田正之「座談会 規制緩和と法の視点」ジュリー一〇四四号（一九九四）六頁以下、および「特集 規制緩和の課題と論点」としてジュリー一〇四四号（一九九四）二八頁以下に掲載されている各論文など。
- (3) 中里実「誘導的手法による公共政策」『岩波講座 現代の法4政策と法』（岩波書店、一九九八）二七九頁以下は、民法には国家介入はなじみにくいから、そこには政策的要素が希薄であると指摘する。
- (4) 労働法の分野では、規制緩和との関係が論じられている。たとえば、季刊労働法一八三号参照。
- (5) 主に、定期借家権賛成の立場からのものとして、阿部泰隆・野村好弘・福井秀夫編『定期借家権』（信山社、一九九八）参照。もっとも、経済学者と法律家の議論のしかたの違いについては、福井秀夫「借地借家の法と経済分析（上）（下）」ジュリー一〇三九号七六頁以下、同一〇四〇号（一九九四）八七頁以下と、鈴木祿弥「いわゆる『定期者借地権構想』について（上）（下）」NBL五八六号六頁以下、同五八七号（一九九六）二五頁以下を参照。一方で、小谷清「借地借家契約の中立性」ジュリー一二二四号（一九九七）六〇頁など参照。
- (6) 法律家からも、司法的規制が規制緩和の対象となってきたとする現状分析がなされている。たとえば、川越憲治・高橋宏志・能見善久・板東一彦「座談会 規制緩和時代における法の実現（上）」NBL六三二号（一九九八）七七八頁〔能見発言〕など。
- (7) たとえば、特別法に広く導入されているクーリング・オフや特定商取引法や割賦販売法などにおける損害賠償の予定の制限規定、消費者による中途解約権などを例として挙げる事ができる。
- (8) 瀬川信久「『豊かな』社会の出現と私法学の課題」法の科学一九号（一九九二）九七頁、吉田克己「現代市民社会と民法学」

(9) (日本評論社、一九九八)などを参照。山本敬三「基本法としての民法」ジュリ一二二六号(一九九八)二六一頁は、これを「民法の妥当範囲に関する危機」と呼んでいる。

民法の領域で規制緩和の視点から立法政策が議論された最近の例としては、消費者契約法と区分所有法の最近の改正があげられる。前者については、松本恒雄「規制緩和と消費者法の課題」田中誠二先生追悼論文集「企業の社会的役割と商事法」(経済法令研究会、一九九五)七〇三頁以下、消費者契約法と規制緩和研究会「消費者契約法と規制緩和に関する基本問題報告書(安田火災記念財団叢書No.60)」(安田火災記念財団、一九九九)、拙稿「消費者契約」法時七〇巻一〇号(一九九八)一四頁以下。

また、建物区分所有法の改正に関連しては、総合規制改革会議・ビジネス生活インフラワーキング「区分所有法改正に係るヒヤリング・意見交換議事録」(平成一四年六月二八日、同七月二五日。<http://www8.cao.go.jp/ksel/gijy>)において議事録が公開されている)、山野日章夫「マンション建替えをめぐる法律改正の評価」ジュリ一二四九号(二〇〇三)四四頁以下、拙稿「検証・新マンション建替え決議制度——理論的視点から」ジュリ一二四九号(二〇〇三)五一頁以下など参照。

(10) 岸井大太郎「公益事業における規制の緩和と改革——需給調整要件の廃止と料金規制の改革」経済法学会編『規制緩和と消費者』(経済法学会年報一六号(通巻三八号)(一九九五)三三三頁、川本明「規制改革」(中公新書、一九九八)参照。

(11) 園部敏二植村栄治『交通法・通信法(新版)』(有斐閣、一九八四)二二四頁では、差出人と郵政省間の私法上の契約関係であると解されているが、郵政事業の公社化に伴い、本文で述べた解釈論がとられることになるものと思われる。また、郵便物の受取人は、民法五三七条の第三者のためにする契約の「第三者」には該当せず、郵便物配達請求権を取得しないものと解されている(園部二植村・前掲書二二四以下参照)。したがって、郵便物の受取人は、通常は、郵便物の受領によってはじめて郵便物に対する所有権を取得することになる。

なお、契約の成立時期については、郵便物が郵便局の窓口差し出された場合には、窓口で郵便物が引き受けられた時点、ポ



ストに投函された場合には、投入時点と解される。

- (12) 判例については、郵便法免責規定違憲判決（多数意見）、学説については、野中俊彦Ⅱ中村陸男Ⅱ高橋和之Ⅱ高見勝利Ⅱ憲法Ⅰ〔第三版〕五〇五頁（有斐閣、二〇〇二）など参照。
- (13) 本件事案は以下のとおりである。訴外Aに対して一億三九六九万円およびこれに対する遅延損害金の支払いを命じる確定判決を得たX社は、一九九八（平成一〇）年四月一〇日、このうち七二〇〇万円を請求債権として神戸地裁尼崎支部に対して債権差押命令の申立てをし、同支部は、直ちに一通の決定書により債権差押命令を発付した。被差押債権は、Aの勤務先に対する給料債権およびAの賃貸人に対する保証金返還請求権およびB銀行（塚口支店）に対する預金債権であった。一九九八（平成一〇）年四月一四日午前二時に尼崎北郵便局職員がAの勤務先に債権差押命令を送達したが、B銀行（塚口支店）に対して債権差押命令が送達されたのは、翌日午前一時であった。ところが、Aは、勤務先に債権差押命令を送達された四月一四日のうちにB銀行の自分の口座に残っていた全額七八七万円余りを引き出したため、B銀行の預金債権に対する差押えは功を奏しなかった。なお、Aの勤務先とB銀行（塚口支店）はすぐ近くにあった。
- (14) 電子郵便による大学合格通知が誤配された事案について、奈良地判平成五・八・二五判タ八三四号七二頁、大阪高判平成五・八・二五判時一五二五四号七一頁、その他郵便事業について、東京高判昭和五五・六・二三判時九七三三九四頁、大阪地判昭和五八・六・八判時一〇八九号八〇頁など。
- (15) 稲葉馨「公権力の行使にかかわる賠償責任」雄川一郎Ⅱ塩野宏Ⅱ園部逸夫編『現代行政法大系6 国家補償』（有斐閣、一九八三）二六頁以下参照。
- (16) 通説によれば、国又は公共団体の私経済作用に関する特別法も、「民法以外のほかの法律」に含まれると解されている。この点について、園部逸夫監修『国家賠償法』（青林書院、一九九七）五一三頁。
- (17) 本判決の第一審判決は、このような見解に立って差押債権者（原告）の請求を認めなかった。

(18) 青柳幸一「法令違憲・適用違憲」若部信喜編『講座憲法訴訟第三卷』（有斐閣、一九八七）八頁の分類によれば、本判決は法令の一部を違憲無効とした場合であり、法規の有する可分の意味の一部を違憲する場合（質的一部無効）に該当することになる。本判決は、本文で整理した解釈を前提とする限りで郵便法六八条・七三条を違憲無効と判断したことになる。本判決後の郵便法の改正によって、六八条に三項以下の規定を追加する方法でおこなわれているのは、最高裁の解釈を明確にするためである（改正法の内容は後述表1・表2参照）。

(19) したがって、本判決は法六八条・七三条の適用範囲を限定し、本件事案に郵便法の右の規定の適用はないとして国家賠償法一条を適用する立場（合憲限定解釈）を採用したものではない。郵便法の規定を限定解釈して、①法六八条は、郵便業務従事者に故意または重大な過失がある場合には適用されない、あるいは、②一般的に、公務員に故意または重大な過失がある場合には責任軽減を認める特別法の規定は排除され、一般法たる民法または国家賠償法が適用されるとする見解として、渡辺洋三「公法と私法（十）」民商四〇巻四号（一九五九）五八七頁、吉川義春「郵便損害賠償論」司法研修所報二九号（一九六二）一二七頁、加藤一郎編『注釈民法（19）』（有斐閣、一九六五）四三二頁〔乾昭三〕、洪谷泉・ジュリ四〇九号（一九六八）一一九頁以下、前田達明『民法VI 2（不法行為法）』（青林書院新社、一九八〇）二〇九頁、山口地判昭和三五・四・二二下民一一巻四号八六七頁、奈良地判平成五・八・二五判タ八三四号七二頁がある。

(20) 本件は、二〇〇二年二月に始まった差戻審で国が改めて賠償義務を否定したが、国から訴訟を引き継いだ日本郵政公社が、大阪高裁の和解勧告を受け入れ、Xに対して解決金として二五〇万円の支払義務が日本郵政公社であると双方が認めることで、和解が成立した（朝日新聞二〇〇四年一月一〇日朝刊（大阪一四版））。

(21) したがって、本判決は、特別送達の場合に、法六八条・七三条を適用することは、憲法一七条に違反するとして、これを無効とし、国家賠償法一条を適用するとする立場（適用違憲）を採用したものではない。本判決の原審はこのように解してXの請求を棄却した。

- (22) もっとも、付随的違憲審査制の下での違憲審査権の行使が、厳密な意味で当該事案の処理に必要な最小限の憲法判断をするにと限定されないとする立場を最高裁がとっているのであれば（市川正人「郵便免責規定違憲判決」法教二六九号（二〇〇三）五六頁）、具体的な事案と違憲審査の範囲について、それほど厳密に論じる必要はないのかもしれない。
- (23) 郵便物全体について、郵便業務従事者に故意または重大な過失がある場合に、国の責任を免除・軽減をする部分を違憲と解する見解として、今村成和『国家補償法』（有斐閣、一九五七）八五頁、園部・植村・前掲書二四四頁、阿部泰隆『事例解説行政法』（日本評論社、一九八七）一四五頁などがある。
- なお、郵便物全体について、法六八条・七三条の合憲性を主張する見解として、雄川一郎「行政上の損害賠償」『行政法講座第三卷 行政救済』（有斐閣、一九六〇）二四頁、古崎慶長「国家賠償法の諸問題」（有斐閣、一九九二）二九五頁、三〇二頁、同『国家賠償法』（有斐閣、一九七二）二五二頁、原野翹「争議行為による郵便物の配達遅延と国家の損害賠償責任」民商八五巻四号（一九八二）一三七頁、宇賀克也『国家補償法』（有斐閣、一九九七）三五六頁、水戸地判昭和五一・一一・一九判タ三五七号二八九頁、奈良地判平成五・八・二五判タ八三四号七二頁、大阪高判平成六・三・一五判時一五二五号七一頁がある。
- (24) ユニバーサル・サービスという概念については、林紘一郎・田川義博『ユニバーサル・サービス——マルチメディア時代の「公正」の概念』（中公新書、一九九四）、浜田純一「ユニバーサル・サービス」と情報に対する権利」『ジュリ』一〇五七号（一九九四）九頁以下参照。
- (25) 福田・深澤裁判官は、多数意見が、国会に立法裁量権があり、この範囲では違憲立法審査権がないことを前提としているとして、郵便法の規定の合憲性を判断するにあたって、憲法一七条が「立法府の白紙委任にわたらない範囲での裁量権を認める規定であるかどうかを論じる必要はない」と批判している。
- (26) 本判決の上田裁判官は、特別送達郵便も書留郵便の一種であることから、特別送達郵便物についても、郵便業務従事者の軽過失によって損害が生じた場合に、不法行為に基づく国の損害賠償責任を免除し、又は制限している部分は憲法一七条に違反し

ないと解している。

(27) 最高裁大法廷判決平成一四年九月一日・判例解説(無署名) 判時一八〇一号三〇頁。

(28) 前掲・判時一八〇一号三〇頁。

(29) 郵便事業が公社によって行われている現在でも、郵便配達サービスについて、①郵便物の検閲の禁止(新法八条)、公社の取扱いに係る信書の秘密は、これを侵してはならないとされ(同九条一項)、また、②郵便業務従事者は、在職中郵便物に関して知りえた他人の秘密を遵守しなければならないとされている(九条二項)。

郵便事業が国営ないしこれに準じるのであれば、憲法上、私生活の秘密(自由)ないしはプライバシーの権利の保護の一環として、「通信の秘密は、これを侵してはならない」と規定されており(憲法二二条二項)、新郵便法の規定は国家による基本権侵害を禁止した規定にはかならない(この点に関連して、信書の秘密を保障し公正な通信業務を提供するためには、郵便業務従事者が公務員であり、郵便事業が国営であることが必要であるとする議論があるが、このような議論のしかたには疑問がある。むしろ、郵便業務従事者が公務員であり、郵便事業が国営であるからこそ、国家から国民の基本権を保護するために、この種の規制がなされてきたものと解すべきである。根岸哲『規制産業の経済法研究Ⅰ』(成文堂、一九八四)二一〇頁は、国家権力による通信の秘密に対する危険性のほうが大きいと指摘している)。このように解すると、新郵便法八条・九条の規制は、郵便配達サービスに対する契約上の規制といえるかどうかは微妙であることになる。

今後、郵便事業が民営化されれば、郵便配達サービス契約は私人間の私法的契約にほかならないことになるが、その場合にも、新郵便法八条・九条のような規制をなお残す余地はある。その場合には、私生活上の秘密ないしはプライバシーを保護するために、新郵便法を介して、私人間の契約にも憲法規範が適用されているものと理解されることになる。この点で、佐藤幸治『憲法(第三版)』(青林書院、一九九五)五七七頁は、「法がある者をコモン・キャリアたる通信業務従事者と位置づけた場合、憲法上の『通信の秘密』不可侵の要請が当然にその通信業務従事者に及ぶ」とする指摘は興味深い。私法上も、私生活上の

- 秘密ないしはプライバシーを侵害する加害行為があったとして不法行為責任が問題となるだけでなく、郵便配達サービス契約上の付随的義務として、信書の秘密保持義務や公正な通信業務の提供義務が郵便事業者に課せられているものと解する余地はあるように思われる。この点に関連して、私人間において基本権の侵害が問題となる場合に、その保護ほどのようにしておこなわれるのかを論じた山本敬三「基本権保護と公序良俗」『京都大学法学部百周年記念論文集・第三卷』（有斐閣、一九九九）一六七頁以下が、興味深い。
- (30) 岸井・前掲論文三九頁は、郵便配達サービスについても、事業主体を限定する結果、事実上、強力な需給調整効果が發揮されることを指摘する。
- (31) 経済学的観点から公益事業規制を論じた重要文献としては、植草益・林敏彦・堀内昭義編集『講座・公的規制と産業』全五巻（NIT出版、一九九四～五）がある。また、法律学的観点から、公的規制の現状と根拠、その弊害と改革の方向性を包括的に論じる文献として、古城誠「公的規制と法」『岩波講座・現代の法8・政府と企業』（岩波書店、一九九七）一〇三頁以下参照。
- (32) 今村成和「公企業および公企業の特許」『行政法講座第六卷 行政作用』（有斐閣、一九六六）一七九頁以下、根岸哲「公的独占と独占禁止政策」『経済法学会編「独占禁止法講座Ⅱ独占」（商事法務研究会、一九七六）二〇五頁以下、舟田正之「公企業法における競争原理——運輸事業法令を中心として——」『経済法学会編「政府規制産業と競争政策」（経済法学会年報二号（通巻二四号）（一九八一）五一頁以下など。
- (33) 伝統的な自然独占モデルが想定した公益事業における市場の失敗という考え方を概説するものとして、阿波田禾積「公益事業における規制と競争」『公益事業学会編・前掲書一三頁以下、加藤寛Ⅱ浜田文雅編「公共経済学の基礎」（有斐閣、一九九六）一九七頁以下など参照。
- (34) 郵便制度の歴史研究については、来生新「郵便の国家独占と競争——その歴史的・比較的研究1」『横浜国際経済法学一巻一号

(一九九〇) 一二八頁以下参照。

(35) 大村達弥「電気通信事業の規制緩和」ジュリ一〇四四号(一九四四)九〇頁以下、公益事業学会編『現代公益事業の業規制と競争』(電力新報社、一九九二)など参照。

(36) たとえば、正田彬「全訂独占禁止法Ⅱ」(日本評論社、一九八二)二〇八頁以下、舟田・前掲論文・経済法学会年報二号(通巻二四号)五七頁。ただし、舟田教授は、生活必需品というだけでなく、公共企業による諸事業が広く社会形成機能を果たしつつ、個々の消費者に直接に——物理的にも直接に、また、流通過程を経ないという意味でも直接に——サービスを供給するものであるという点に、規制の特別の根拠を求めるべきであるとする。

(37) 以上の批判については、加藤Ⅱ浜田編・前掲書二二七頁以下参照。

(38) すでに、佐々木弘「公益企業研究の新展開」国民経済雑誌一二四巻二号(一九七二)九四頁は、公益企業を取り巻く技術的並びに競争的環境変化が自然独占概念の部分的陳腐化と公益事業内部における規制と競争の役割の再検討を緊急なものとするを指摘していた。このほか、岸井大太郎「公共事業における規制の緩和と改革——需要調整要件の廃止と料金規制の改革」経済法学会編『規制緩和と消費者』(経済法学会年報一六号(通巻三八号)(一九九五)三九頁以下参照。

(39) 南部鶴彦「政府規制産業と自然独占の経済学的分析」経済法学会編『政府規制産業と競争政策』(経済法学会年報二号(通巻二四号)(一九八二)七五頁以下参照。

(40) 岸井・前掲論文三九頁以下は、国が事業主体となる郵便事業では、事実上、強力な需給調整効果が發揮されており、この需給調整要件が公益事業法制の柱の一つとして事業者の行動を規制する様々な付加的規制の根拠とされてきたと指摘している。

(41) 阿部泰隆「行政の法システム(上)〔新版・補訂〕」(有斐閣、一九九八)一七二頁、同「行政の法システム(下)〔新版・補訂〕」(有斐閣、一九九九)六六一頁、大橋洋一「行政法〔補訂〕」(有斐閣、二〇〇二)四五頁参照。高木光「比例原則の実定化」芦部信喜先生古稀記念論文集『現代立憲主義の展開(下)』(有斐閣、一九九三)二二八頁は、比例原則が憲法一三条に実定

化されているとし、警察法の分野に限定されない普遍的性格をもつことを論証している。

- (42) 石川健治「自分のことは自分で決める―国家・社会・個人」樋口陽一編『ホーンブック憲法』（北樹出版、一九九三）一七四頁以下、山本敬三・前掲④論文一九五頁は、憲法学でしばしば取り上げられる目的・手段審査や必要最小限度の規制の原則などは、その実質に着目すると、比例原則にはば対応していると指摘する。なお、棟居快行「人権論の再構成」（信山社、一九九二）二二三頁以下も参照。

- (43) 伝統的三元論については、加藤一郎『不法行為（増補版）』（有斐閣、一九七四）三八頁、なお二元論を維持する見解として、幾代通（徳本伸一補訂）『不法行為法』（有斐閣、一九九三）一一〇頁、過失二元論を主張する見解として、平井宜雄『債権各論Ⅱ不法行為』（弘文堂、一九九二）二二三頁以下、三〇頁、淡路剛久『公害賠償の理論』（有斐閣、一九七五）九八頁以下、四宮和夫『不法行為』（青林書院、一九八五）二八五頁、違法性二元論を主張する見解として、前田達明『不法行為法』（青林書院、一九八〇）一一三頁以下、新二元論に属する見解として、澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣、一九九三）九三頁以下、加藤雅信『新民法大系・事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣、二〇〇二）二〇一頁以下など参照。
- (44) 芦部信喜『憲法学Ⅱ人権総論』（有斐閣、一九九四）三二〇頁は、憲法が資本主義の経済体制を前提とした上で経済的自由権を設定している以上、契約の自由は、その一つの支柱としてそこに含まれると解している。

- (45) 山本敬三「現代社会におけるリベラリズムと私的自治（一）・完」法学論叢一三三巻五号（一九九三）六頁以下は、契約制度が私的自治を支援するための制度であると位置づけられ、契約をしないかどうかの自由、契約の相手方を選ぶ自由、契約内容を決定する自由（契約自由の消極的側面）を自己決定権の連続としてとらえているが、契約自由は私的自治の制度化としての性格を持つことによって、私的自治と断続する面があることを指摘している。当事者間で契約関係が破綻した場合に、国家による契約の承認と裁判所によりその強制的実現が図られている点（契約自由の積極的側面）は、反対者する者の現在の私的自治と自己決定権を無視してでもその者を拘束するという点では、私的自治そのものにはみられない制度の所産であるとみる。このよう

な観点から、山本敬三教授が、私的自治と契約自由の二元的モデルを提唱させている点には注意を要する。契約制度が憲法上、制度的に保障されているということの意味については、山本敬三「憲法による私法制度の保障とその意義——制度的保障論の手がかりとして」ジュリー二四四号（二〇〇三）一三八頁以下参照。

(46) 山本・前掲(45)論文・法学論叢一三三巻五号六頁、戸波江二「国の基本権保護義務と自己決定のはざままで——私人間効力論の新たな展開」法時六八巻六号（一九九六）二八頁、一三四頁など参照。このような見解は、憲法一三条について、あらゆる生活領域について一般的に行為自由を保障したものと解する理解（一般的自由説）が基礎にあるものと解されているが、一般的行為自由説に対しては、憲法一三条が保障する基本権の範囲がひろがりすぎること、一四条以下に人権規定を定める意味がなくなること、また、幸福追求権が包括的に「公共の福祉」によって制約されることになるなどの批判がなされている（松井茂記「自己決定権について（一・完）」阪大法学四五巻五号（一九九五）一頁、一二頁以下、佐藤幸治「憲法（第三版）」（青林書院、一九九五）四四七頁以下など参照。憲法一三条については、個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利の総体と解する見解（人格的利益説）が通説的見解である（若部・前掲書三四四頁、佐藤・前掲書四四五頁以下など参照）。

(47) もっとも、佐藤・前掲書四四七頁は、一般的自由説を批判しつつも、以下のように述べている。「一般的（行為）自由が『基的人権』として憲法上保障されるものでないとしても、公権力はそのような自由をどのように規制してもよいということではない。公権力による規制の方法・内容如何によつて一三条前段の『個人の尊厳』原理に反するとみるべき場合がありうるし、また、規制の目的・態様如何によつては、確立された個人の人権の保障を全うせしめるため手段的に主観的利益としても憲法上保護すべき場合のありうることを否定するものではない。」。

(48) 山本・前掲(45)論文・法学論叢一三三巻五号五、六頁。

(49) 藤原淳一郎「現代経済社会における公企業と法」『現代経済法講座第一巻』（三省堂、一九九〇）三三二頁、岸井大太郎「公共事業における規制の緩和と改革——需要調整要件の廃止と料金規制の改革」『経済法学会年報一六号（一九九五）三五頁。なお、



- 岸井教授は、公益事業の場合には、利用者如何によつて差別されずに公平にサービスを供給する義務（「公平・供給ルール」）を事業者を負わせる社会的必要性があり、このような政策選択を通じて一定の規制方式が制度化されていると解しておられる。
- (50) たとえば、一九九七年六月に公表された郵政審議会「郵便局ビジョン2010」と題する答申では、ユニバーサル・サービスの提供を維持する観点から、このような主張がなされている。
- (51) 二〇〇三年四月に日本郵政公社が発足し、郵便事業についての民間参入も始まっているが、普通はがき・封書については、全国で約一〇万本のポストの設置することが義務づけられているため、民間の参入は進んでいないのが実情である（朝日新聞二〇〇四年二月八日（大阪一〇版・朝刊）参照）。
- (52) 来生新「クリームスキミングと法」『ジュリ増刊』『ネットワーク社会と法』（一九八八）一〇一頁以下、岸井・前掲論文五九頁以下など。
- (53) 岸井・前掲論文四七頁は、公共事業における料金規制は認可制がとられている場合が多いが、料金の公平性の確保並びに内部補助などによる略奪的価格設定を抑制する目的とするものであり、事業の独占性ないしは過当競争のゆえに規制がなされていないのではないと指摘している。
- (54) 均一料金制が導入された理由は、近代郵便制度の基礎となったイギリスの国営郵便にまでさかのぼらなければならないが、イギリスの郵便を改革したローランド・ヒルは、郵便需要が増加しているにもかかわらず、事業収入が停滞しているのは高い料金に問題があるとして、全国均一料金制を提案したとされる。郵便の送達に要する費用のほとんどが集配にかかり運賃費はわずかであることから、郵便料金を距離と無関係に設定し料金徴収の簡便化を図ることによってコストの削減を図ろうとしたといわれている。
- (55) 内部補助の改革の方向性につき、岸井・前掲論文五二頁以下参照。
- (56) 現行法では、郵便の役務に関する提供条件については約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない（新法七五条の

## 三)。

(57) 事業者の債務不履行により消費者の生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項、事業者の債務不履行(当該事業者、その代表者または、その使用する者の故意又は重大な過失によるもの限る)より消費者の生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項、消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項、消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為(当該事業者、その代表者または、その使用する者の故意又は重大な過失によるもの限る)により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項については無効である(消費者契約法八条一号、四号)。